書面による各団体提出資料 目次

①公	:益財団	法人	日本	:学材	交保	健会	•	•	•	•	•	•	 	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	. •	•	Ρ.	1	
2-	·般社団	法人	日本	学材	交歯	科医	会	•		•	•	• '	 		•	•			•		•	• •	•	• •	•				Ρ.	2	
③公	:益財団	法人	産業	教育	⋾振!	興中	央	숝			-		 	•								•	•	•			. -		Ρ.	4	
④全	国商業	美高等	学校	長協	協会							•	 	•			•				•	•	•	•	•				Ρ.	7	
⑤公	:益社団	法人	日本	芸前	能実:	演家	'団(本協	協議	会	•	•	•	•	•			•		•		•			•		•	•	Ρ.	. 1	0
⑥公	:益社団	进法人	全国]公臣	え館:	連合	·会	•	-		-	•	 		-	•	-		•		•	• •	•	• '	•				Ρ.	. 1	2
⑦公	:益財団	进法人	.日本	⋷障ォ	がい	者ス	、ポ・	— <u>`</u>	ソ協	協会	₹•			•	•		•	•		•	•	•	•	•		•	•		Ρ.	1	4
8全	宝公立	∑小中	学校	事	务職	員研	究:	会 ·	•	•	-	•		•	•	•		•		•					•		•	•	Ρ.	. 1	5
9全	国教育	育管理	職員	団体	本協	議会	•		-	•					•	•				•					•		-	•	Ρ.	. 1	9
10-	·般社园	进法人	日本	教育	 情:	報化	振	與全	<u>.</u>			•	•	•	•			•		•		•			•		•		Ρ.	2	2
⑪全	国知事	全会 •							•	•				•	•			•		•			•		•		•	•	Ρ.	2	4
⑫公	:益社団	进法人	日本	;青年	∓会┆	議所	·		•		•	•	•	•		•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	Ρ.	2	6
(13)日	本商コ	二会議	所、	東京	京商:	工会	議	沂 -																					Ρ.	2	7

第3期教育振興基本計画への学校保健分野の追加要望

平成29年10月19日

中央教育審議会委員 横倉 義武 日本学校保健会会長 (日本医師会会長)

■要望事項1

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群(案)

1 夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

<主として初等中等教育段階>

目標(3)健やかな体の育成

○子供の基本的な生活習慣の確立に向けた支援 【資料39ページ】

「子供が情報機器に接する機会の拡大による生活時間の変化等の状況も踏まえつつ」に関連して、「情報モラル教育の一環として、学校・家庭・地域が連携して、情報機器使用の自己コントロール能力の育成に取り組む」という文を追加する。

「要望理由]

「子供が情報機器に接する機会の拡大による生活時間の変化等の状況」を踏まえると、基本的な生活習慣の確立のためには、従来からの取組に加えて、子供たち自身に情報機器使用による睡眠不足や視力低下等の健康面の影響を考えさせ、自己コントロールできる力を身に付けさせる教育の推進が不可欠になってきている。

情報機器の使用については、「目標(2)豊かな心の育成」37ページで、青少年の健全育成の観点で、子供たちを有害情報から守るための取組が記述されているが、健康被害を防ぐ観点からの取組が必要である。

■要望事項2

同上

○学校や地域における子供のスポーツの機会の充実 【資料40ページ】

「生活習慣病を予防するため、地域と学校が連携・協働して、全ての子供たちに適切な運動習慣を育成するための取組を推進する」という文を追加する。

[要望理由]

スポーツ機会の充実は、体力の向上やスポーツの楽しさに気付かせるだけでなく、生活習 慣病の予防の観点が重要であり、明記していただきたい。

また、40ページの脚註で運動時間の二極化傾向について触れているが、本文の中に、全ての子供たちに適切な運動習慣を育成する取組について記述する必要がある。

※資料:「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」(平成29年9月19日中央教育審議会教育振興基本計画部会)

文部科学省 生涯学習政策局 政策課 教育改革推進室御中

一般社団法人 日本学校歯科医会 会長 川本 強

平成 28 年度学校歯科保健統計調査によると、中学校におけるむし歯(う歯)の被患率等の推移は、調査が始まった昭和 59 年以降年々減少傾向にある。また未処置歯のある者の割合の推移も減少傾向をたどっている。しかしながら、同調査の年齢別むし歯(う歯)の者の割合等の推移では、12 歳まで減少したむし歯がそれ以降増加しており、永久歯のむし歯は減少していないことも示している。むし歯は、児童生徒にみられる疾患において、常に多くの児童生徒が持つ疾患であり、今後も引き続き学校における保健教育、保健管理が必要な疾患の一つである。特に高等学校の生徒のむし歯罹患率は 17 歳で 54%を超えており、今後の対応が必要な疾病といえる。

学校歯科医、学校関係者、保護者、かかりつけ歯科医との連携強化により(学校保健安全法第10条)むし歯処置完了者の割合は増加傾向にあるが、未処置歯を持つ児童生徒はむし歯を持つ児童生徒の3~4割となっており、むし歯の処置率を上げることの必要性を感じる。また近年は、むし歯を多く持つ児童生徒が受診につながらない等の課題も言われている。具体的な対応としては、学校歯科医とかかりつけ歯科医との連携強化、学校保健委員会の活用、臨時の健康診断(歯科におけるCO,GO管理等に必要な健康増進型健康診断)の活用などが考えられる。

さらに、歯科の二大疾患といわれている歯周病に関して考えると、むし歯の減少傾向に反比例するように、歯肉炎の低年齢化、のみならず各年齢における歯肉炎の増加傾向が課題となっている。特に口腔清掃の行き届かない児童生徒の増加も(歯垢・歯肉の状態の悪化)課題である。

「歯肉に炎症を持つ者」とは、歯肉に軽度の炎症が認められるもので定期的な 観察が必要な者(GO:歯周疾患要観察者)及び歯科医師による精密検査や診 断・治療が必要な歯周疾患の認められる者(G:歯肉炎などの歯周疾患にかか っている者)と定義されている。(文部科学省歯科保健参考資料:「生きる力」 をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり、P37)

歯周疾患にかかっている者が、早急に治療を受けることは当然として、歯周病の予防については「個人が歯周病の原因を理解し、その予防法を自己学習することで、問題解決能力を養うことになる。このことは、歯・口の健康づくりのみならず全身の健康増進を自己の力で行い、健康寿命を延ばすことにも関わってくるので、高齢社会を心身ともに快適に過ごすための不可欠な要素となる。」とある。(文部科学省歯科保健参考資料:「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり、P39).

今回の新学習指導要領の解説(中学校;保健体育)、生活習慣病の予防の項で 歯周病が取り上げられ、「歯肉に炎症等が起きたり歯を支える組織が損傷したり することなど、様々な生活習慣病のリスクが高まることを理解できるようにす る。生活習慣病を予防するには、(中略)口腔の衛生を保つことなどの生活習慣 を身に付けることが有効であることを理解できるようにする。」記載された。従 って、次のライフステージでの歯周病予防のためにも学齢期において「歯肉に 炎症を持つ者の割合の減少」を指標とすることは新学習指導要領にふさわしい ものと考えられる。

具体的には、「給食後の歯みがき実施をする学校の割合の増加」などが考えられる。さらに、準要保護世帯の児童生徒において、学校病で認定されていない歯肉炎の治療を、むし歯と同様に受診できるような特例措置についても提案したい。また、学校における体育活動を安全に楽しく行うために、歯・口のケガを予防するためのスポーツマウスガードの有効性についての知識、およびスポーツドクターやスポーツデンティストのかかわりや指導を受ける児童生徒の割合の増加などが実現することを提案したい。

以上

平成29年10月13日

文部科学省 生涯学習政策局 政策課 教育改革推進室 御中

公益財団法人 産業教育振興中央会

「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」 に対する意見

中央教育審議会教育振興基本計画部会において、第3期の教育振興基本計画 の策定に向け、精力的にご審議を進められていることに対し敬意を表します。

本会は、専門高校を中心とした産業教育の振興に資する諸事業を行っている 団体です。「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」、専門高校を応援する立場から意見等を述べさせていただきます。

全体として、今後5年間の教育政策の目標、及びそれを実現するための必要 な施策群等については、概ね賛成です。

グローバル化や技術革新、少子高齢化等が進む中、我が国が豊かな社会を築き発展し続ける上で、自己の将来の職業について、明確な目的意識を持って専門高校で学ぶ生徒たちの力は極めて大きいものがあると考えています。このことから、「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」において、特に、下記の5点について意見等述べさせていただきます。ご高配を賜われば幸いです。

記

〇「意見」1

27ページ 5. 教育政策推進のための基盤を整備する

30ページの一番下の〇印(日本型教育の海外展開と我が国の教育のグローバル化)の箇所について

文中で、「…、高等専門学校や専修学校に代表される産業人育成など…」と 記述されていますが、専門高校でも産業人育成を行っており、その規模(生徒 数)においては高等専門学校を上廻っていることから、この箇所の記述に「専 門高校」を書き加えていただきたい。

〇「意見」2

43ページ 目標(5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

43ページの一つ目の〇印 **各学校段階における産業界とも連携したキャリア 教育・職業教育の推進**の箇所について

初等中等教育段階における職場体験、インターンシップの普及促進は大いに 賛成です。しかし、中学校、高等学校においては、職場体験等を受け入れてく れる企業や機関等は少なく、各学校では受入先の確保に苦労しているのが現状 です。このため、受入先の確保等のための支援策についても触れていただきた い。

〇「意見」3

59ページ 目標(14)家庭の経済状況や地理的条件への対応

59ページの上の〇印 教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた 経済的支援の箇所について

高等学校の専攻科で学ぶ生徒は、「高等学校等就学支援金」及び「高等学校等奨学給付金」の支給対象外となっています。また、独立行政法人日本学生支援機構の「奨学金」も支給対象外となっています。

平成28年度より、一定の基準を満たす専攻科(2年課程)を修了した者は、 大学等への編入学が可能となったことから、その高等学校専攻科の生徒は、高 等専門学校や専修学校、短期大学等の学生と同等であり、その生徒に対し何ら かの公的支援があってしかるべきと考えます。特に、看護科や水産科の専攻科 では、本科(3年)と専攻科(2年)の5年一貫教育により、看護師、あるい は海技士等の資格取得を目指して学んでいます。

このことからも、高等学校の専攻科生徒も「高等学校等就学支援金」及び「高等学校等奨学給付金」の支給対象、又は独立行政法人日本学生支援機構の「奨

学金」の支給対象にするなど、教育費負担の軽減方策についてご検討いただきたい。

〇「意見」4

60ページ三つ目の〇 へき地や過疎地域等の児童生徒等への就学支援の箇所 について

近年、少子化等の進行による高等学校の再編整備等において、全国的に専門高校の統廃合が進められています。この結果、地域によっては通学が可能な範囲に学びたい専門の学科を設置している高校もないような状況も多く見られます。このため、このような条件にある専門高校の生徒に対する通学費や居住費等の就学支援の充実についてもご検討いただきたい。

〇「意見」5

67ページ 目標(18) 教育研究環境の整備

67ページの二つ目の〇印 **学校における教材等の教育環境の充実**の箇所について

ここでの記述では、義務教育諸学校における新たな教材整備計画に基づく教 材の整備と、学校図書館の整備充実のみが示されていますが、専門高校におい ては「産業教育振興法」に基づく教育用の施設・設備の整備は、専門高校での 教育において基盤となる教材です。また、産業界が求める職業人を育成し、輩 出するための教育を行う上でも必要不可欠なものです。

平成17年度に国庫補助制度が廃止(地方交付税で措置)されたことにより、専門高校の設置者である自治体によっては、教育用の施設・設備の更新ができず授業や実習に支障をきたしているところも多くあると聞いています。このため、全国的な教育環境の水準を確保する観点や、これからの我が国産業界を支える人材育成の観点から、同文中に「産業教育振興法に基づく施設・設備の整備」の一言を書き加えていただきたい。

以上

中央教育審議会教育振興基本計画部会に係る意見書

全国商業高等学校長協会

1 全体をとおして

これからの教育を考えた時、どの項目も重要であり必要な内容である。また第2部の政策の目標と施策群に具体的な測定指定候補や参考指標候補を挙げている点が分かりやすく全体像がイメージでき、良い。

なお、様々な施策が挙げられ、それぞれが大きな意義があるが予算的な裏付けを確実 にしていただきたい。

2 項目の細部について

第1部

P 1 8

- IV. 今後の教育政策に関する基本方針(P18)
- ~5つの方針 (2つの育成する力を実現するための3つの環境整備) により取組を整理する。
 - ※ 5つの方針が今後のキーワードになるのだと思われるので、下線部分を追加し 明確にしたほうが良いと思う。

P 2 0

(問題発見・解決能力の習得)

- 初等中等教育段階からの学びを基に、高等教育段階においては、
- ※ 問題発見・解決能力の習得は、初等中等教育段階からの学びの中で徐々に培われていくものであり、初等中等教育の果たす役割も重要なので、下線部分を加える。

P 2 1

(社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成)

- その際、特に高等教育段階においては、~重視する必要がある<u>。また、専門高</u> 校においても同様な視点を持って高等教育段階へと学びを継続させることが重要で ある。
- ※専門高校での職業能力の育成並びに職業教育においても同じ視点に立って、社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成を組織的・計画的に実施することで社会に有為な人材が育成できるので、下線部分を追加してほしい。

P23 (スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成)

- また、我が国の経済社会の活力を維持し、一層の発展を期すためには、経済発展の先導役となる会計、観光、食 ~
 - ※会計は世界共通の言語であり、グローバル化が進む中、経済発展の重要なキーワードになると考えられるので追加することが望ましい。

P 2 5 (職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直 しの推進)

- また、社会人の学びの継続・学び直しを推進する観点から、<u>専門高校及び</u>専修 学校等に
- ※ 専門高校を加えることにより、専修学校、大学等の少ない地方並びに郡部においても学び直しの機会を充実させることができる。

第2部

P 3 7

- ○体験活動や読書活動の充実
- ・集団宿泊活動やボランティア活動、就業体験活動、自然体験活動、~部分
- ※発達段階に応じた就業体験活動をすることにより働く意義を育成するため、下線 部を追加する。

P 4 3

目標(5)

(測定指標候補)

・「新卒者早期離職の削減」 を追加

(参考指標候補)

・「離職率に具体的な数値目標」を追加

第1部・2部共通

P22及びP49

○「第1部 IV 2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」

「イノベーションを牽引する人材の育成」では、必ずしもイノベーションを科学技術分野に限定していないが、「第2部 2. (8) イノベーションを牽引する人材の育成」では、理数教育を中心とした科学技術分野のイノベーションのみが対象となっているように思われる。

※ 一般的に社会では、イノベーションを科学技術分野に限定せず、モノは作らないが財やサービスなどの価値を創造する商業・経済分野でのイノベーションも対象にしているので、その分野でのイノベーションの基盤となる内容に関する教育を振興することを明記しておくことが望ましい。

○ 具体的内は

P49 「第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群」の中に、新学習指導要領で中学校社会科の内容に加えられ、国民すべてが身に付けるべき内容として示された次の2つの内容に関した教育を推進することを盛り込んでいただきたい。

- (1)資金の流れや企業の経営の状況を表す企業会計の意味を考察することを通して、企業を経営したり支えたりすることへの関心を高めるとともに、利害関係者への適正な会計情報の提供及び活用によって公正な環境の下での財やサービスの創造(イノベーション)が確保される仕組みになっていることを理解させる教育の振興を図ること。
- (2) 社会に必要な様々な形態の起業を行うことの必要性を学び、経済活動や起業などを支える金融などの働きが重要であることを学ぶ金融・金銭教育の振興を図ること。

以上 2点を追加していただきたい。

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

当協議会は、演劇、音楽、舞踊、演芸そのほか、実演芸術に携わる実演家、スタッフ等の 専門団体で構成され、実演芸術をはじめとする文化政策の拡充を求めて、調査研究、提言を 続けております。

「IV. 今後の教育政策に関する基本的な方針」(P.18)において、「教育政策の展開にあたっては、スポーツ・文化芸術・科学技術に関する政策や、子供・若者に関する政策、福祉政策、保険・医療政策、労働政策など他分野の制作と連携を図りつつ、国においては関係府省が、地方公共団体においては教育委員会と他の部局が一体となって取組を進めていくことが必要である。同時に、課題の複雑化、困難化等を踏まえ、政府や民間など様々な主体が連携・協働する必要がある。」と述べられています。教育政策と文化政策は密接な関係にあり、共通する点が多々あります。今日、文化政策の観点からも、教育行政をはじめ広範囲の関連分野の諸施策との連携、協働が欠かせないということから、先の通常国会において「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」となり、府省の連携、協働を図るための文化芸術推進会議の設置も規定されるに至っております。

第3期教育振興基本計画の「2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」(P.22)において、「我が国の伝統や文化への深い理解」が追記されたことを歓迎しますが、教育政策と文化政策の重なりは、文化への理解にとどまりません。とりわけ、時間と空間を共有することで体験される実演芸術においては、共に参加することで文化的アイデンティティが育くまれ、非言語表現も含んだ総合的なコミュニケーション能力を高めることに資するという特長があります。また、文化芸術への参加は、正解がひとつとは限らない思考、想像力・創造力を養う活動として捉えられ、そのプロセスでの達成感は、教科学習とは違ったアプローチで、子供たちの自己肯定感を培います。子供たちや若者が、学校教育の中で、あるいは地域において、実演芸術に触れ、あるいは実演家等による指導を受けられるような環境整備が望まれます。

そのような環境づくりには、「5.教育政策推進のための基盤を整備する」(P.27)で触れられているように、教員に任せるのではなく、「多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担」が必須と考えます。実演芸術団体は首都圏域に多く拠点を持つことから、それ以外の地域では生の実演芸術に触れにくいという課題がありましたが、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(平成24年法律第49号)の制定以後、そのような偏在を是正するべく、各地の劇場、音楽堂等で地域の拠点として積極的に教育支援を行う動きも広がっています。学芸員が必置の博物館・美術館のみならず、劇場、音楽堂等と教員の連携をさらに進め、教員が文化芸術を教育に生かせるような基盤が求められます。

具体的には、教員養成課程で実演芸術の教育への応用手法についての学習機会を組み込

むと共に教員研修において、劇場音楽堂等や文化芸術団体の専門家と教員が交流、情報交換できる機会を設け、教員と専門家が連携しやすいようにすることが提案されます。

「目標(9) スポーツ・文化棟多様な分野の人材の育成」(P.51) において、「芸術家等の養成、文化芸術振興策の推進」が掲げられていることを評価します。しかし、本文では「新進芸術家に対する国内外での研修機会や成果を権限する機会を提供」とありますが、芸術家は生涯を通して創造活動の充実に向けて研鑽を積むものであり、「新進」に限定する必要はないのではないかと思います。

P.52 でも触れられているように、女性活躍推進は、実演芸術の分野でも重要な課題で、とりわけ実演芸術を支える技術スタッフや実演家の復職やキャリアシフトがしやすい体制づくりは急務です。専門家が生涯を通じて、その専門性を活かして活躍できるよう、生涯学習の一環としてリカレント教育の強化が望まれます。

「目標(13)障害者の生涯学習の推進」で、障害者スポーツ、障害者の文化芸術活動の振興で、「障害者が優れた文化芸術活動の国内外での公演・展示や障害者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくりを推進するとともに、バリアフリー字幕や音声ガイド制作支援を行うことにより、映像芸術の普及・振興を図る」とありますが、「映像芸術」に限定するのではなく、「バリアフリー化、字幕や音声ガイド制作支援、情報保障を行うことにより、映像芸術、実演芸術の普及・振興を図る」に修正していただきたいです。

第3期教育振興基本計画に対する意見書

臨教審では学校教育の肥大化と家庭教育・社会教育の弱体化した現状を踏まえ、それらがバランスの取れた生涯学習体系への移行が指摘されています。また、新しい教育基本法においても学校教育、社会教育、家庭教育がそれぞれの役割をしっかり果たすことの重要性が明記されています。子供の成長にとって、家庭や地域社会における様々な体験が重要であり、青少年教育・社会教育の充実が益々重要であるとともに、それが学校完全5日制の趣旨でもあります。

成人にとって、いつでもどこでも必要な学習ができる生涯学習社会を実現するためには、リカレント教育とともに国民の様々なニーズに応じた社会教育のさらなる拡充が重要であり、高齢者が各地域で元気でいきがいをもった生活を送るためにもボランティアや文化・芸術・スポーツ等さまざまな活動の機会や場を充実することが必要です。

安心安全な地域社会を構築するためには地域住民の連携協力が必要で、その中核となるのが学校の活用も含めた公民館等の社会教育施設であり、未達成の耐震化を最重要課題とした、その整備・充実が望まれます。さらに、公立社会教育施設のみではなく、自治公民館等も社会教育推進に協力に関与していることから、国の社会教育推進に資する場として明確に位置づける必要があります。

社会教育分野に対する具体的な計画の記述が乏しいため、「第 3 期教育振興基本計画」発効後、最重要課題として毎年教育達成目標の具体的な項目を示す必要があると考えます。ひとつの案として「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の第二条第四号で示されている公益目的事業が、その公益性を明確に認められていることから、それぞれの項目に対する教育施策の具体的な達成目標等を示すことで官民による力強い教育活動が行われることが期待されます。

《公益認定法で示されている公益目的事業》

- 1.学術および科学技術の振興を目的とする事業
- 2.文化および芸術の振興を目的とする事業
- 3.障害者もしくは生活困窮者または事故、災害もしくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 4.高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 5.勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 6.公衆衛生の向上を目的とする事業
- 7.児童または青少年の健全な育成を目的とする事業
- 8.勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 9.教育、スポーツ等など通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、または豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 10.犯罪の防止または治安の維持を目的とする事業

- 11.事故または災害の防止を目的とする事業
- 12.人種、性別そのほかの事由による不当な差別または偏見の防止および根絶を目的とする事業
- 13.思想および良心の自由、信教の自由または表現の自由の尊重または擁護を目的とする事業
- 14.男女共同参画社会の形成その他のよりよい社会の形成の推進を目的とする事業
- 15.国際相互理解の促進および開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 16.地球環境の保全または自然環境の保護および整備を目的とする事業
- 17.国土の利用、整備または保全を目的とする事業
- 18.国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 19.地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 20.公正かつ自由な経済活動の機会の確保および促進ならびにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 21.国民生活に不可欠な物資、エネルギーなどの安定供給の確保を目的とする事業
- 22.一般消費者の利益の擁護または増進を目的とする事業

以上のとおり、社会教育は学校教育、家庭教育とともに教育の三本柱の一つであり、それを推進することに対応する担当責任は社会教育課が適当であるため、第3期教育振興基本計画への記載はもちろんのこと、計画発効後に行われるとされる組織再編においては文部科学省幹部が明確に関わることが必要であるため、社会教育課を存続させることは必要不可欠と考える。

このことから、以下の6点について、第3期教育振興基本計画に記載されることを希望します。

記

- 1. 計画発効後、個別具体的な社会教育施策達成目標を定めることに対する記述を明記
- 2. 各省庁で計画された社会教育推進に資する施策の適切な関連付けと情報提供の推進を明記
- 3. 耐震化等の施設整備の具体的な目標と国の責務の明記
- 4. 住民に教育的アプローチをする職員の質的保障と研修機会の充実の明記
- 5. 社会教育主事養成の見直しによる「社会教育士」の称号を付与することの明記
- 6. 地域社会の健全な発展について教育行政で行う具体策の明記

以上

平成 29 年 10 月 13 日 公益社団法人全国公民館連合会 会長 石川正夫

第3期教育振興基本計画に係る意見・要望(日本障がい者スポーツ協会)

特段の意見はありませんが、基本計画を進めるに当たり、次の事項について考慮お願いします。

- 1 「第1部 Ⅳ-5 教育政策推進のための基盤を整備する」に関して
- (1) 障がいのある児童・生徒が一般校で学ぶ機会の保障、障がいのある保護者の学校行事 への参加等を推進するために学校施設のバリアーフリー化を図る整備をされたい。
- (2) 一般校に在学する障がいのある児童・生徒が体育の授業に参加し、スポーツの効果や価値を亨受できる体制を整備されたい。
- 2 「第2部 1の<主として初等中等教育段階>の(2)豊かな心の育成」に関して 児童・生徒に対する「障がい」・「障がい者」に関する教育を更に推進されたい。
- 3 「第2部 3-(13)障がい者の生涯学習の推進」に関して
- (1) 学校卒業後における障がい者の学びの支援

特別支援学校等を卒業した後にスポーツを継続する受け皿がないのが現状である。 また、特別支援学校では、バスでの集団登下校をしていることから、時間的なものや 地域とのつながりなどが制限される。総合型地域スポーツクラブや障がい者スポー ツ指導者協議会などとの連携もなかなか拡大できていない。

このような状況であることから、スポーツを行えるいわゆる学童保育のような体制 も検討されたい。

- (2) 切れ目のない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実 障がいのある者が、医療機関にいるときからスポーツ体験やスポーツ活動ができる よう医療機関と地域の協力関係を作り、退院後も活動をサポートする体制構築を検討 されたい。
- (3) 障害者スポーツ、障害者の文化芸術活動の振興 安全にスポーツ活動を行える管理・指導体制を検討されたい。

「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」に対する意見

全国公立小中学校事務職員研究会

中央教育審議会教育振興基本計画部会におかれましては、精力的に審議を重ねてこられ、この度、これまでの審議経過についてまとめられましたことに敬意を表します。あわせて、今回、本会にも意見表明の機会を与えてくださいましたことに心から感謝申し上げます。

本会は、「子どもの豊かな育ちを支援する」ことを学校事務のミッションとして掲げ、学校事務及び学校運営組織の在り方、並びに事務職員の役割を追究し、そのために必要となる事務職員の資質能力の向上を目指し活動を行っております。

私たち事務職員は、教育目標を達成するための学校のマネジメント機能を担う職として、子どもの学 びの環境の充実や学校の教育活動実現のための条件整備を中心に学校運営に携わっています。

本年4月、学校教育法の一部改正により、職務規定が「学校事務をつかさどる」と改められたことにより、学校において単に事務処理を行うだけではなく、経営戦略を企画・提案し、教職員はもとより、教育委員会や地域、企業等との連携・協働により校長を補佐する役割を果たしながら、チームとしての学校の一員として、より一層、責任をもって主体的に学校運営に携わっていきたいと考えております。このような立場から、今回報告された「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」において、子どもの安心・安全な学習環境の整備に関する観点及び学校と家庭・地域、教育行政との連携・協働、並びに教職員の資質能力の向上や定数改善等について述べておられることにつきまして、それらがより実効性のあるものとなるよう、次のとおり意見を申し述べさせていただきます。

記

1 「第1部 我が国における今後の教育政策の方向性」について

改正教育基本法の理念や目的、目標の下、「教育立国」実現に向けた取組を着実に進めていくためには、教育政策の基本的な方針設定に基づいて、国、自治体、学校、家庭、地域等が一体となってそれぞれの役割を果たしていくことが重要と考えます。第1部で述べられている「教育をめぐる現状と課題」や「2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項」に関しては、当事者間で共有すべき重要な観点と捉えます。さらに、「今後の教育政策に関する基本的な方針」で述べられている5つの方針(1. 夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する 2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する 3. 生涯学び、活躍できる環境を整える4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する 5. 教育政策推進のための基盤を整備する)は、「教育立国」実現に向けた重要な方針として受け止め、学校運営に携わる一員として本会は基本方針に賛同いたします。

2 「第2部 今後5年間の教育施策の目標と施策群(案)」について

(目標1 確かな学力の育成)

〇「新学習指導要領の着実な実施等」(P34)

新学習指導要領で重要なポイントとなるカリキュラム・マネジメントや地域に開かれた教育課程が着実に実施されるためには、地域を取り込んだ学校運営体制の見直しが必要と考えます。地域との協働を明確にした組織となるよう校務分掌を見直すことや、地域連携担当教職員の配置を明確化することなどが必要と考えます。さらに、新学習指導要領に対応した教材教具の整備体制の強化も必要であり、自治体の予算措置は必須です。よって、測定指標候補に、地域連携担当教

職員の配置率や教材教具の予算措置率等の明記について加えていただきたく存じます。

〇「学校段階間の連携の推進」(P35)

・学校段階間の連携推進にあたっては、幼小、小中といった段階間において、教職員が互いの教育課程を理解し共有するような合同研修や協議の場の設定が必要と考えます。そのためには、時間の確保が必要であり、現在進行中の中央教育審議会初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会(以下、中教審働き方改革特別部会)での審議を含め、業務の見直しやICT化の推進により、効率的な学校運営の推進をより一層図っていくことが重要と考えます。また、義務教育段階における実行性ある小中連携や一貫教育の推進にあっては、施設一体型・併設型で取り組むことが効果的・効率的であり、学区の見直しを含め実効性ある学習環境の整備が急務であると考えます。

・幼小、小中の段階で教育課程を理解共有するため、あるいは、それぞれの段階での研修推進の ために、新学習指導要領における各教科・各単元を網羅し関連を示すカリキュラムマップ等を教 科書採択エリアごとに教育委員会として提示するなどのきめ細やかな支援について言及いただ きたく存じます。

(目標2 豊かな心の育成)

〇「体験活動や読書活動の充実」「伝統や文化等に関する教育の推進」(P37)

自然体験活動の多寡と道徳感や正義感の習得は相関性が見られることからも、様々な体験活動を充実させることは大変重要であると考えます。その際、多様な大人との交流により、自己肯定感の高まりも期待できることから、子供の豊かな育ちを実現するためには、地域との協働が必要と考えます。さらに、そのことにより、地域の伝統や文化の伝承につながるものと考えます。

(目標6 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進)

〇「家庭の教育力の向上」(P45)

妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援実現のため、関係省庁や関係機関、教育委員会等が連携体制をとることはとても有意義なことと考えます。また、就学前に小・中学校の教育活動に触れる機会を準備することにより、家庭において見通しを持った子育てが行われ、子育ての不安解消等にもつながるものと考えます。本年4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により置くことができるようになった共同学校事務室の活用や今後の地域連携担当教職員等を活用することで、より一層家庭の教育力向上が図られるものと考えます。

〇「地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進」(P45)

各学校に地域連携担当教職員を配置し、地域学校協働活動推進員や地域学校協働本部との連携・協働を図る担当を明確にすることで、より一層、地域住民と学校との連携・協働が推進され、その相乗効果により地域の教育力も向上されるものと考えます。また、共同学校事務室を活用することにより、中学校区単位での連携・協働が図られ、そのエリア全体の教育力向上が一層図られることと考えます。

(目標 11 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進)

〇「社会教育行政のネットワーク化の推進」(P54)

学校を地域の方が身に付けた知識・技能を生かす場とすることで、子供の学びづくりと地域づくりを結び付けることができます。学校は積極的に、カリキュラムを核とした協働を進めるとともに、子供の様子を広報することで、地域の方の子供の学びに対する当事者意識をも醸成することが可能となると考えます。また、共同学校事務室が地域協働のハブ的役割を担うことで、多様な主体とのネットワーク化も可能となるものと考えます。

(目標 14 家庭の経済状況や地理的条件への対応)

〇「教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援」(P59)

義務教育における教育費において、経済的困難を抱える家庭に対して就学援助が引き続き実施され、教育の機会が適切に確保されることは意義あることと考えます。しかしながら現状は、自治体に任されていることにより、自治体の財源力によって費目や金額に違いが生じていることも事実です。家庭の経済事情や居住する地域に左右されずに子供たちが未来に希望が持てるよう、国レベルでの財源確保の必要性について言及いただきたく存じます。

〇「学校教育における学力保障・進路支援福祉関係機関等との連携強化」(P59)

貧困家庭の子供等の情報を早期の段階で自治体(福祉部門)等と連携しながら情報共有していくことは、子供の安定した学校生活や精神的な負担軽減につながり、意義あることと考えます。 そのためのスクールソーシャルワーカー配置の推進や医療機関等との連携は必須であり、学校が有効に活用できるよう好事例の収集や周知、教職員の研修の推進を図っていくことが重要と考えます。測定指標候補にスクールソーシャルワーカーの配置率を、参考指標候補に、好事例の普及状況や教職員の研修状況を把握・分析し、連携強化が図られるためのフォローアップの手法の開発を加えていただきたく存じます。

(目標 16 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等)

○「教職員指導体制・指導環境の整備」(P63)

- ・複雑化・困難化している学校の諸課題に対して、魅力ある優れた教職員を確保し、資質能力の 向上を進めるとともに、学校の指導・事務体制の強化・充実、専門スタッフの活用などを推進す ることは意義あることと考えます。現在、中教審働き方改革特別部会において審議が行われてお りますが、教員の多忙化が深刻化していると同時に、学校の課題は山積しており、その解決のた めにはマネジメント力の強化と併せて、教職員の定数改善が有効策であると考えます。今後5カ 年の重点施策として言及していただけますようお願いいたします。
- ・教職員の指導体制や指導環境の整備を推進するためには、学校のマネジメント力強化が重要となります。本年4月、学校教育法の一部改正により事務職員の職務規定が「事務をつかさどる」に改正されたことに伴い、学校運営組織に事務職員を加えるなどの校務分掌の見直しや事務職員の職務分担の見直し及び行動基準の制定などを行うとともに、共同学校事務室を構成する学校全体のマネジメント力強化に共同学校事務室を活用するなど、教員が指導に専念できる環境整備のための事務体制の強化について言及していただきたく存じます。さらに、測定指標候補として、共同学校事務室による事務の効率化率、業務改善や組織的な学校経営支援等に取り組んでいる教育委員会の割合を加えていただきたく存じます。

〇「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上」(P64)

- ・新たな時代の教育に対応できる質の高い教員の確保と資質向上に向けた教員の養成・採用・研修の一体的な改革を着実に進めることは意義あるものと考えます。特に、養成段階から採用を見越して育成を行っていくことは、採用段階から即実践力として指導業務にあたることができ、学校指導体制の強化に有効な手段であると考えます。一方、採用後の研修においては、受講のための時間の確保が課題と考えます。中教審働き方改革特別部会の審議の方向性を見据えながら、継続的な教員の資質能力向上のための研修機会の確保について言及いただければと存じます。
- ・本年4月、学校教育法の一部改正により、事務職員の職務規定が「事務をつかさどる」に改正されました。学校のマネジメント力強化のための事務体制の強化を推進するために改正された事務職員の職務規定が実効性あるものとなるよう、事務職員の資質能力の向上について言及いただきたく存じます。事務職員の採用については、都道府県等において採用区分などで様々な違いがあることから、学校教育法改正の趣旨に基づく学校のマネジメント力の強化のためには、上級職の採用枠の新設・拡大を行うなどの人材確保の手立てが必要であると考えます。また、安定した

事務機能の提供と強化には、採用後の研修が重要な意味を持つと考えます。(独)教職員支援機構を活用した現職研修や都道府県・各自治体等における現職研修の充実により、学校のマネジメント力強化に貢献する事務職員の養成が急務と考えます。また、採用前研修により資質能力の向上を図ることも重要と考えます。事務職員の役割の見直しとともに、研修体系の整備が喫緊の課題であると考えます。よって、測定指標候補に、任命権者による研修体系の構築・整備に取り組んでいる教育委員会の割合の改善を含めることを望みます。

・教員評価、教員表彰について言及されておりますが、現在、事務職員についても同様に行われておりますので、教職員評価、教職員表彰と標記いただきたく存じます。

(目標 17 ICT利活用のための基盤の整備)

〇「校務のICT化による教員の業務負担軽減及び教育の質の向上」(P65) および「学校のICT 環境整備の促進」(P66)

統合型校務支援システムの整備により、教員の業務負担軽減を図ったり、統合型校務支援システムを発展させ学習指導や生徒指導の質の向上等を推進し、その成果の普及に取り組んだりすることはとても意義あることと考えます。また、市町村を跨いで人事異動する都道府県においては、都道府県単位で統合型校務支援システムの共同調達・運用を促進することで、人事異動のたびに抱えていた教員の負担を軽減することができると考えます。一方、統合型校務支援システム等の導入に関しては、自治体の財政状況によって格差が生じている現状もあることから、関係省庁等の連携・協働による国レベルでの導入や運用に関する助成・支援についても言及いただきたく存じます。

(目標 18 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備)

〇「安全·安心で質の高い学校施設等の整備の推進」(P67)

今後、想定される災害等に備え、非構造部材を含めた耐震対策、防災機能強化、教育環境整備の質的向上により、安心・安全で質の高い学校施設等の整備が早期に行われることは重要であると考えます。測定指標候補の内容が確実に実行されるよう、財源の確保について言及いただきたく存じます。

〇「学校における教材等の教材環境の充実」(P67)

- ・新学習指導要領に対応した教材教具の整備も含め、「義務教育諸学校における新たな教材整備 計画」等に基づく教育環境整備の推進は早期に行われることが望ましいと考えます。そのために も、測定指標候補に、教材整備計画の整備率について追記いただきたく存じます。
- ・学校図書標準の達成に向けた学校図書館の整備充実は、子供の学習環境の質の向上のためにも必要と考えます。審議経過には、そのための司書教諭の養成や学校司書の配置の支援、学校図書館ガイドラインや学校司書モデルカリキュラムの周知により地域ボランティア等を活用した学校図書館の整備充実について述べられておりますが、実施主体をどこが担うことが適切であるのか、また、人的配置における管理の主務者について具体的に言及いただければと存じます。

(目標 19 児童生徒等の安全の確保)

〇「学校安全の推進」(P69)

自然災害や交通事故、犯罪等に加え、最近では、非常時の国民保護のための対応策の構築が学校には求められており、子供の安全を守るための家庭、地域、関係機関との連携・協働による危機管理マニュアルの作成や見直し、組織的な安全体制の構築が急務であると考えます。共同学校事務室の活用により、防災及び危機管理のための体制の構築やマニュアルの作成などは中学校区単位での作成を可能にします。学校安全推進における学校、家庭、地域、関係機関の連携・協働を推進するためにも共同学校事務室活用の有効性について言及いただきたく存じます。

文部科学省生涯学習政策局政策課教育改革推進室 御中

全国教育管理職員団体協議会 会長 吉川文章

「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過」に関する意見

日頃より全国教育管理職員団体協議会(以下 全管協)の活動にご理解ご支援を頂きありがとうございます。現在衆議院解散に伴い、文部科学省のすすめる教育施策への影響を 懸念しております。

さて、その中においても「第3期教育振興基本計画」の策定に向けご尽力いただき、学校現場の期待が大きくなっております。今後この計画の策定が滞ることなくすすめられますよう全管協としても最善のご協力をいたす所存です。

この度も意見を述べる機会をいただきましたので、公立小中学校の学校経営に携わる立場から意見を申し上げさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

P10 (5) 地域間格差など地域の課題

○ 僻地を抱える地域では、急激な統廃合による地域の核となっていた学校文化の衰退が大きな課題となっている。学校文化を守ることが地域創生の核となると考えることより、学校統廃合に関しての今後についての記述を検討していただきたい。

P10 (6) 教育をめぐる状況変化

- (教員の負担)を(校長及び教員)と記述することの検討をお願いしたい。
- ○学校現場に求められる役割が増大し、教員に過重な・・・ を学校に求められる責任 と役割が増大し、校長及び教員に過重な・・・ と記述するよう検討してほしい。

P19. 1. 夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

○ 差別解消法の社会への浸透、特に学校教育において「共生社会」の実現に向けた人間性等の育成が求められている。今までの人権教育、道徳教育等を基盤とした学校教育の在り方を盛り込むことはできないのか。

P27. 5. 教育政策推進のための基盤を整備する

以下2点についての検討をお願いしたい

- 地域・地区レベルでの教育センター等の整備・充実と活用
 - ・研修施設等の研修拠点としてだけではなく、共同研究、教材・資料整備及びその貸出機能などを備えた学校経営機能全体を支える教育センター機能の整備・充実と一層の活用、その促進が必要である。
- 地域との連携・協働化、校内職種の多様化、多くの課題を抱えた子供の増加、生起 する問題の複雑化・多様化等が進展している。これに対応するチーム学校を効果的に

マネジメントし、学校全体の教育実践力を高めるためには、校長・教頭(副校長)及びミドルリーダーのリーダーシップが不可欠となる、特に校長・教頭(副校長)の立場を明確にした内容とすることが望ましい。

P30. (日本型教育の海外展開と我が国の教育のグローバル化)

○ 戦争による世界に例のない被爆体験を含め悲惨な戦争体験をした我が国は、世界に率先して『平和問題解決』に臨む責務があると考える。今が教育において『平和問題』に取り組むべき最善の時期に来ていると考える。世界に平和を問う日本の姿勢、教育の在り方を示すべきと考える。

P34. 目標(1)確かな学力の育成

- 新しい学習指導要領の趣旨が各学校現場で理解され、実現されるためには、現場教師への計画的な研修が必要である。
- 幼児期の教育はいまだ一元化できていない。また、保育・教育の方向性の相違も十分に整理されているとは言えない。就学前教育から小学校教育へ円滑に移行することが早急に求められている現状では調査研究と実践研究及び具体的移行を並行して進めていく必要がある。
- 全国学力・学習状況調査は毎年悉皆の必要は無く、隔年、抽出でよい。そこで浮いた予算を教員の研修にあて、教員の指導力向上に向ける方向で検討していただきたい。

P36. (2) 豊かな心の育成

- いずれも(6)の家庭の教育力向上がベースとなる。家庭教育支援員等の家庭教育 支援体制の構築が急務であることを明記し、最優先の教育課題の一つとして今後の教 育の基盤としてすすめていくことができないだろうか。
- いじめ、小中学生の自殺等は大きな社会問題となっており、その解消・解決に向けては、具体的な方略が検討されずでに対応をすすめようとしている。その中において、この項の内容その表現は抽象に流れている感が強い。誰がどのように責任を持ち方策を推進していくのかをさらに深く検討し明記できないだろうか。
- いじめに焦点化せず、『差別』や偏見への対応等、課題を広くとらえることが重要と 考える。

P39. (3) 健やかな体の育成

○ 現在の中学校部活動の在り方を根本的に見直し、体力向上・健康維持の基礎をつくる学校体育と競技力向上のためのスポーツクラブ等とに区別してスポーツ機会の充実を図る。

P61. (15) 多様なニーズを持つ者への教育機会の提供

○ 「学校の教育活動全体を通じた障害者理解に関する学習や交流及び共同学習の一層 の推進を図る」とあるが、そこに「特別支援学校」との連携や特別支援学校の指導 的立場の教員による普通学校における研修や「個別の指導計画」作成「通級指導」 等への協力・アドバイス等の視点も必要だと思われる。

P63. (16)新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等

- 教員一人一人の能力や業績を適切に評価する教員評価方法の改善が不可欠である。
- 教職員を適切に評価、育成していくためには、指導に専念する管理職のリーダシップが不可欠である
- *f*-ムの組織的実践力を高めるためには、高いマネジメント力が求められる。それを担う管理職の質の向上とともに、管理職に密着し、管理職を支える事務並びに経営スタッフの充実が必要である。
- 困難な教育環境の中、世界トップレベルの学力を実現している義務制学校を正当に 評価するとともに、管理・指導責任者たる管理職や教員の処遇を改善し、学校の士気 向上と優秀で意欲ある人材の確保を図る必要がある。

P65. (17) I C T 利活用のための基盤の整備

○ 学校のITC環境としてのITC支援員の配置等、専門的職員等人的環境整備も必要である。

P67. (18)安全・安心で質の高い教育研究環境の整備

- 教育研究環境の整備に、研修、研究、教材・資料センターとしての教育センターの 整備充実が重要である。
- 図書館は、読書センターだけでなく、授業に活用する学習センター機能を充実すべきである。アクティブラーニングの観点からも学習センター化が重要である。

「第3期教育振興計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」に対する 意見

一般社団法人 日本教育情報化振興会

- ●p.65の「目標(17) I C T 利活用のための基盤の整備」の(測定指標候補) として以下の2項目を追加していただきたいと思います。
- 1. 普通教室・特別教室に各1台の大型提示装置(指導者用デジタル教科書・ 教材を含む)を常設整備

理由: p. 66 の「○学校のICT環境整備の促進」の中にも、大型提示装置の整備の必要性が明記されていますが、普通教室・特別教室において学習者用コンピュータを利用する際には電子黒板などの大型提示装置(常設)の使用が必須となります。

近年、タブレット端末等の学習者用コンピュータ導入に対する関心が高まっていますが、大型提示装置が十分整備されていないにもかかわらず、タブレット端末などを導入してしまう事例が増加しています。 このようなことが起こらないようにするためにも、「大型提示装置の常

このようなことが起こらないようにするためにも、「大型提示装置の常 設整備」も、測定指標に加えていただきたいと思います。

また、大型提示装置に提示する教材も必要ですので、「指導者用デジタル教科書・教材」の整備もあわせて測定指標としていただけますようお願いいたします。

- 2. 学習者用コンピュータを児童生徒一人一台整備(努力目標)
- 理由: p. 28 の (I C T の利活用のための基盤の整備) の第 2 項の中に「・・・ 今後、教育上・指導上の多面的な成果も考慮しながら、必要なときに、 児童生徒一人一台の教育用コンピュータ環境で授業が行えるようにする ために必要な I C T 環境整備を進めていくことが求められている」とあ ります。

大型提示装置と同様に、学習者用コンピュータも利用する都度、教室に 持ち運んで使うのでは、あまり使い勝手がよくありません。

「学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備」という目標も一般には、決して容易に実現できるものではありませんが、この目標を達成した地域は、これに満足することなく、「学習者用コンピュー

タを児童生徒一人一台整備」を実現することが望ましいと考えております。

●p. 65 の「目標(17) I C T 利活用のための基盤の整備」の「○校務の I C T 化による教員の業務負担軽減及び教育の質の向上」の中の表現を下記のように修正したほうがよいと考えております。

現在の表現 「・・・、調達コスト及び運用コスト抑制に向け、都道府県単位での共同調達・運用を促進する」

修正案 「・・・、調達コスト及び運用コスト抑制に向け、都道府県主 導で必要な市町村の共同調達・運用を行うのが望ましい」

理由:「・・・都道府県単位での共同調達・運用を促進する。」とすると、 各都道府県内のすべての市町村で共同調達・運用を行う必要がある ように受け取れます。

> 実際には、財政力の低い小規模市町村など必要な地方自治体を対象 に共同調達・運用を行うのが適当と思います。

そのため、上記修正案の表現にしていただきたいと考えております。

第3期教育振興基本計画(審議経過報告)に関する意見

平成29年10月31日 全 国 知 事 会

中央教育審議会教育振興基本計画部会におかれましては、教育の振興に関する施策 の総合的かつ計画的な推進を図るため、第3期教育振興基本計画の策定に精力的に取 り組まれていることに、深く敬意を表します。

本会ではこれまで、一億総活躍社会の中で、一人ひとりが自らの可能性を最大限に 発揮していけるよう、初等中等教育の体制整備を求めるとともに、地域の実情に即応 し、地方創生を牽引していく人材を養成するための高等教育の充実を、国に対して提 言してきました。

このたびの審議経過報告には、今後の教育政策に関する5つの基本的方針とそれらに関する目標・施策群等がまとめられ、その方向性は本会の提言と同じものでありますが、計画の策定に向けて次のとおり意見を提出します。

記

1 教職員定数とその財源の在り方について

教育現場の課題は複雑化・困難化し、それに伴い教員の多忙化も進んでいる。 そのような状況の中、教育の目指すべき姿の実現に向け、新学習指導要領への 対応など教育政策を着実に推進するためには、必要十分な教職員の配置や専門ス タッフと連携・分担する体制づくりなど、学習指導体制の充実を図ることが不可 欠であるが、財源なくしてこれらを進めることは困難であることから、長期的・ 安定的な教職員定数とその財源の在り方について具体的な内容を示すこと。

2 地方創生に資する高等教育の充実について

当会から3月3日付けで提出した意見及び全国知事会議の「地方の未来を担う 人材育成に向けた地方大学の振興及び東京における大学の定員増の抑制等に関する特別決議」の内容を踏まえ、第三期教育振興基本計画に次の意見を踏まえた 文言を記載されたい。

[意見]

- ・大学進学時の転入などに起因する東京一極集中の状況とその是正が必要なこと
- ・各々の地域の特色に応じた質の高い教育研究を行い、地域産業の振興に貢献するためにも、地方大学の振興が必要であること。

「箇所〕

- ・第1部 我が国における今後の教育政策の方向性
 - Ⅱ 教育をめぐる現状と課題
 - 2. 社会の現状や2030年の変化等を踏まえ、取り組むべき課題
 - (6)教育をめぐる状況変化

(高等教育を取り巻く状況変化)(P12)

- ・第1部 我が国における今後の教育政策の方向性
 - Ⅳ 今後の教育政策に関する基本的な方針
 - 5. 教育政策推進のための基盤を整備する (持続的な高等教育システムの構築)(P29~30)
- ・第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群(案)
 - 5. 教育政策推進のための基盤を整備する
 - (20) 持続的な高等教育システムの構築(P70)

「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」に対する意見書 第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

ページ	項目および資料内容	意見
7	2. 社会の現状や2030年以	前回も申し述べた意見であるが、選挙権年
	降の変化等を踏まえ、取り組む	齢の引き下げに伴い、若者世代の主権者教
	べき課題	育の拡充を課題として訴える。
		若者世代の投票率向上に向けた取り組みが
		必要であり、懸念される事として、昨今も
		話題となるメディアの情報に自身の判断が
		左右されるのではなく、自身の知識と見識
		によって政策を見極めることが重要である
		と考える。現在の教育においても政治の仕
		組みについての教育がなされているが、政
		策を見極めるためには併せて経済の仕組み
		について更なる教育が必要不可欠であり、
		主権者教育の内容について検討の必要があ
		ると考える。
2 5	4. 誰もが社会の担い手となる	「地理的条件」の説明が不足している。
	ための学びのセーフティネット	
	を構築する	家庭の経済事情や住んでいる場所にかかわ
		らず、質の高い教育を受けられるようにす
	(家庭の経済状況や地理的条件	ることはとても重要なことであり、現在の
	への対応)	学校選択制による人気校、不人気校の弊害
		についての対策が必要であると考える
5 2	3. 生涯学び、活躍できる環境を	女性活躍推進(結婚や出産後)のために、
	整える	リカレント教育を活用するとあるが、リカ
	○女性活躍推進のためのリカレ	レント教育の強化・活用は女性だけに限定
	ント教育の強化	するものではなく、性別を問わず推進する
		ものではないか。

第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過についてへの意見

2017年10月31日 日本商工会議所 東京商工会議所

わが国は少子高齢化による労働力人口の減少という構造的な問題を抱えており、今後、日本経済が持続的に成長するためには、多様な人材の活躍推進と労働生産性の向上が不可欠である。特に、日本の未来を担う若者には、広い視野を持ちながらグローバル化と急速な経済社会環境の変化に柔軟に対応でき、様々な分野でイノベーションを牽引できる人材として活躍していくことが望まれる。

第3期教育振興基本計画の審議経過では、「社会人基礎力の養成」や「若年者のミスマッチの解消に資するキャリア教育・職業教育の推進」、「グローバル化に対応しつつ技術革新や企業経営へのイノベーションを牽引し得る能力を持つ人材の育成」、「生涯を通じ必要なタイミングで専門性を身につけられる社会人の学びの継続・学び直し推進」等について言及されており、当所はその内容に賛同するものである。ついては、目標達成に向けて実効性を伴った施策が講じられることに期待しつつ、第3期基本計画においてさらに盛り込むべき要素、強調すべき点などについて下記の通り意見を申し上げたい。

記

■分類番号 11 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

(採用に結び付くインターン学生情報の活用)

「職場体験・インターンシップの実施率の維持・向上」については、特に全事業所の9割を占める中小企業の積極的な協力なくしてその拡大は困難である。しかし、中小企業は大手企業に比して経営資源が乏しく、インターンシップ実施時における人繰りや経費が大きな負担となる中で協力しているのが実情である。従って、中小企業が新卒採用活動における広報活動開始以前にインターンシップ等を受け入れた場合、学生が自ら希望する際には、学生情報を、広報活動・採用選考活動の解禁後に活用できるようにする等、協力に対する一定のインセンティブを設けていくべきである。

(公民教育の充実)

社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成においては、経済社会の基本的な仕組みへの理解と、社会の構成員として自己の果たす役割や責任に対する

意識の醸成が不可欠であり、これらは従来の公民教育だけでは必ずしも十分とは言えない。共同社会を維持していくための租税の役割と意義とを深く理解する租税教育、社会の支え合いと自己責任の意識を醸成する社会保障教育について、初等・中等・高等教育のそれぞれの段階に合わせて実施すべきである。また、家庭・地域と連携した防災教育の推進にも力を入れていくべきである。

■分類番号 13 グローバルに活躍する人材の育成

(世界から評価される学修体系の再構築)

経済社会が益々グローバル化していく中、わが国の学修体系も世界から評価されるものでなくてはならない。日本の大学の国際ランキングは総じて低く、まずは学修体系を国際的にも通用するものに近づけていくことが必要である。特に、従来型の一般教養とリベアルアーツ教育とを明確に区別し、社会人基礎力にも結びつく柔軟な発想力や思考力、論理性、多面的な見方といった素養を育む真のリベラルアーツ教育への転換、日本独特の文系・理系の伝統的区分を見直し、横断的な教育課程を編成するなど、国際的にも通用性が高く、機動的な学修体系への再構築が必要である。これは諸外国の優秀な学生を呼び込むためにも不可欠だと考える。

(外国人留学生による国内での就職促進)

外国人留学生の日本での就職を促進するためには、入国前の学生に対する日本でのキャリアパスに関する情報提供、受入れ大学や日本語教育機関等における相談窓口の体制強化、インターンシップを受入れる企業への理解促進、卒業時の在留資格の切り替え手続きの簡素化や早期化等、きめ細やかな支援策の充実が必要である。

■分類番号 14 イノベーションを牽引する人材の育成

(幼少段階からのものづくり教育の充実強化)

わが国が「Society 5.0」の実現を目指していくためには、様々な技術を組み合わせて新たな製品やサービス、価値を生み出していく能力が必要であり、文系・理系もしくは専門分野の枠を超えた「IT・データ活用能力の育成」の観点はもとより重要である。

一方、幼い頃からの「ものづくり教育」は、自らの体験を通じて自発的な工 夫や改善、探究心といった、イノベーションに不可欠な素養を養う上で極めて 有効な手段である。ものづくり分野の強い競争力によって支えられてきたわが 国経済の強みを維持していく上でも幼少段階からの「ものづくり教育」のさら なる充実と強化を望む。

■分類番号 18 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

(社会人の学び直しを支援する学修形態の多様化)

生涯を通じて各々が人生の選択肢を増やすためにも、社会人の学び直しの継続・推進は必要性が高く、各種高等教育機関における専門的職業分野に関する教育機会が提供されることが重要である。

一方で、現状の大学において社会人学生の受入れが低調である実態も踏まえ、 学修形態の弾力化を一層進めることが必要である。「働きながら教育機関において学べる学習環境の整備」として、放送大学や e-ラーニングの活用について触れているが、他にもモジュール型授業を導入するなど、時間的制約の多い社会人でも学びやすいよう、様々な学修形態の確立を望む。併せて、より実務に即した教育機会が提供されるよう、企業OBなども視野にいれた幅広い実務家教員の活用も検討すべきである。

また、中小企業が当該実務に即した教育研修を行うために社員を教育機関に派遣するに際しては、教育訓練費等を税額控除の対象とするなど、所要のバックアップ体制を構築されたい。

成果検証の際は、大学・専門学校等の教育機関のみならず、商工会議所をは じめとする各地域が実施する研修講座等の積極的活用についても評価の対象 となることを望む。

■分類番号 26 持続的な高等教育システムの構築

(地方創生と多様性を意識した地方大学の機能強化)

「地方に必要な人材を育成するためのプラットフォームづくり」について、地方創生を担う地(知)の拠点としての機能を強化する観点から、都市と地方の大学が連携したカリキュラムや単位の互換、二地域間で学べる国内留学(ダブルキャンパス)の仕組みづくりを検討すべきである。また、すでに取り組んでいる大学の機能分化をさらにすすめ、各大学の多様性と強みを更に強化していくことが必要である。

また、急増するインバウンドへの対応はもとより、わが国が観光立国として 十分な受入れ環境の整備を行い、観光分野での生産性向上を図る上でも、大学 等の高等教育機関における観光関連学部・学科の拡充・整備を急ぐべきである。

以上